

平成31年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

平成30年12月
福島県富岡町

町税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年度の償却資産の申告時期になりますので、平成31年1月1日現在、富岡町に事業用資産である償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、申告されますようお願いいたします。

平成31年度償却資産申告書（償却資産課税台帳）を同封しましたのでご利用ください。

なお、今回の案内には種類別明細書は同封しておりません。様式が必要な場合は、富岡町のホームページから様式を印刷・ダウンロードできますのでご利用ください。申告書様式の送付を希望される方は、下記担当までご連絡ください。様式を郵送いたします。

提出期限 平成31年1月31日（水）

事務処理上、お早めに提出くださるようご協力ください。

お 知 ら せ

- 償却資産については、平成30年度から通常課税となっています。
ただし、平成23年3月11日以降使用不能等の状況となっているものについては、申請により減免となります。
- 償却資産申告書にはマイナンバー（個人番号）（12桁）または法人番号（13桁）の記載が必要です。
- 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業、家屋解体に伴う除却等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 申告書を郵便で提出される方で、申告書（控）の返送を希望される方は、必ず返信用切手と封筒を同封してください。
- 申告のない事業者様について、過去の申告内容をもとに、申告がなくても償却資産を所有しているとみなして課税する制度（みなし課税）を実施しています。
みなし課税された場合でも、正確な情報を把握するため、申告は必要となります。

【申告書の提出及び問い合わせ先】

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1
富岡町役場 税務課 固定資産係 電話：0240-22-2111

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産（構築物、機械・設備、器具・備品など）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		資産の具体例
1種	(1) 構築物	駐車場の舗装、看板等の広告設備、門、塀、その他外構設備
	(2) 建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2種	機械及び装置	各種製造設備、太陽光発電設備、建設機械に該当する大型特殊自動車（分類番号が「0」「00～09及び000～099」の車両）等
3種	船舶	漁船、遊漁船、客船、貨物船、工作船、ボート等
4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の構内運搬車両（分類番号が「9、90～99及び900～999」の車両）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。（ただし、自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産は除く）
6種	工具、器具及び備品	事務机、椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金庫、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

(3) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

◆家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは次項<家屋と償却資産の区分表>をご覧ください。

◆家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等（※）が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等が償却資産としてご申告ください。

（※）「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

<家屋と償却資産の区分表>

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN 設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等		○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
	避雷設備	設備一式		○			◎
	火災報知設備	設備一式		○			◎
盗難非常通報装置	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）		○			◎
		中央式給湯設備					◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○			◎
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備等		洗濯設備、POS システム、広告塔、看板、簡易間仕切、駐輪設備、ゴミ処理設備、カーテン・ブラインド等			◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）			◎		◎

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方など、事業を行っている方で、平成31年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

ア 償却資産を他に賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

カ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者（外〇名）」という共有名義でご申告ください。

キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※ 償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) 申告の対象となる資産

平成31年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、土地及び家屋以外の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産です。また、次のような資産も含まれます。

ア 償却済資産（耐用年数が経過し、備忘価格1円の資産などであっても、固定資産税では取得価格の5%が資産価値として残るため、申告が必要です）

イ 建設仮勘定で経理されている資産

ウ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

エ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

オ 帳簿に記載されていない資産（簿外資産）

カ 改良費のうち資本的支出として資産に計上された場合（本体部と区分して取得年月の異なる資産ごとに申告してください）

キ 福利厚生のに供するもの

ク 使用可能な期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの

ケ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（中小企業特例（取得価格が30万円未満の即時償却制度）の対象となる資産等）

コ 清算中の法人が所有する資産のうち、清算業務の用に供されているもの、及び他に貸し付けているもの

(3) 申告の対象にならない資産

次のような資産は課税の対象にならないので、申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（自動車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び原動機付自転車）
- イ 無形固定資産（電話加入権、営業権、特許権、ソフトウェア等）
- ウ 繰延資産（開業費等）
- エ 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用動植物を除く）
- オ 書画骨とう（ただし、複製のようなもので、装飾目的に使用されているものを除く）
- カ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- キ 用途廃止資産（生産方式の変更・機能劣化・旧式化などにより将来とも使用しないもので、有姿除却の対象とした資産）
- ク 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ・取得価格が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ケ 平成20年4月1日以後に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価格が20万円未満のもの

＜参考＞少額の減価償却資産の取扱い

固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれる、いわゆる「少額資産」とは、取得価格10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価格20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。

このことから、租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。

○＝申告対象 ×＝申告対象外

経理区分 取得 価額基準	一時の損金・必要 経費としたもの	一括償却としたも の	固定資産勘定に資 産計上したもの (法人の場合)	中小企業者等の全額 損金算入特例を適用 したもの
10万円未満	×	×	○	○
10万円以上 20万円未満		×	○	○
20万円以上 30万円未満			○	○

※個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

※取得価格が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

※法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産については、取得価格が20万円未満の資産は申告対象から除かれます。

3 申告の方法について

(1) 書類による申告書の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、当町に提出していただく方法です。

※ 申告書を郵送される方で控への返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いいたします。ない場合は返送いたしません。

<申告方式>

ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は当町で行います。なお、前年中に資産の増減のない方、該当する資産のない方、休業、廃業、移転等で資産がなくなった方も申告書の備考欄の該当項目に記載の上、申告をお願いします。

(増減のない方については、「増減なし」と付記してください。)

また、本年度初めて申告される方は、平成31年1月1日現在所有されているすべての償却資産を申告してください。

イ 電算処理方式

賦課期日(1月1日)現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

電算処理方式の注意点

償却資産申告書	全国的に統一された様式(地方税法施行規則第26号様式)により、申告してください。
種類別明細書 (全資産用)	全国的に統一された様式(地方税法施行規則第26号様式別表1)により、申告してください。 ただし、独自の様式で申告される場合は、次の事項にご留意ください。 1) 全国的に統一された様式による記載事項すべてを記載すること。 2) 全資産について、固定資産税における償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。

※ 減少資産用は確認のため提出にご協力ください。

(2) 電子申告による申告データ等の提出方法

eL-TAX(地方税ポータルシステム)により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて当町に配信されます。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえでeL-TAXのホームページから利用の届出を行う必要があります。

詳細については、下記にお問い合わせください。

一般社団法人 地方税電子化協議会

ホームページアドレス <http://www.eltax.jp/>

eL-TAX ヘルプデスク

0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合：03-5500-7010

[月～金 9:00～17:00 受付(祝日、年末年始を除く)]

(3) 申告書へのマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

平成 28 年 1 月のマイナンバー制度の導入により、償却資産申告書に新たにマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられました。

◆個人事業主の方

個人事業主の方は 12 桁の個人番号を所定の記載欄に右詰めで記載いただくようお願いいたします。

また、個人番号を記載した申告書を提出いただく際に、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認・身元確認）を実施させていただきます。郵送の際は本人確認資料の写しを添付の上ご提出いただくようお願いいたします。

ア 本人確認資料について

①本人が申告書等を提出する場合（郵送時は写しを添付してください）

番号確認	身元確認
以下の書類から 1 点 (1)個人番号カード（裏面） (2)通知カード (3)個人番号が記載された 住民票の写し	以下の書類から 1 点 (1)個人番号カード（表面） (2)顔写真付身分証明書 運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 (3)身分証明書 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

②代理人が申告書等を提出する場合（郵送時は写しを添付してください）

番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
以下の書類から 1 点 (1)本人の個人番号カード（両面） (2)本人の通知カード (3)個人番号が記載された 本人の住民票の写し	以下の書類から 1 点 (1)代理人の個人番号カード（表面） (2)代理人の顔写真付身分証明書 運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 (3)代理人の身分証明書 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等 ○代理人が法人の場合 登録事項証明書、印鑑登録証明書	（任意代理人） 委任状 （法定代理人） 戸籍謄本その他その資格を証明する書類

◆法人の方

法人にあたっては 13 桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載いただくようお願いいたします。

4 その他

(1) 免税点

所有している全償却資産の課税標準の合計が150万円未満のときは課税されません。

なお、免税点の判定は、評価計算した結果で判定しますので、資産の多少にかかわらず申告してください。

(2) 町内に放置されている償却資産の取扱い

通常の償却資産の申告と同様になります。

減免の申請をする場合は、償却資産申告書とは別に減免申請書を提出してください。

なお、事業所の移転等により区域内の事業所から持ち出しをし、他市町村で申告をする償却資産につきましては、減少資産として申告をお願いいたします。

(3) 課税標準の特例

特定の設備に対しては、地方税法上、課税標準の特例の規定があり、税負担の軽減等が図られています。

該当する資産を所有されている方は、種類別明細書(増加資産・全資産用)にその名称等を記載するとともに、摘要欄に特例資産と記載し、該当資産の確認ができる書類等を添付してください。

※東日本大震災により滅失・損壊した償却資産または、居住困難区域に所在していた償却資産の所有者が、代替償却資産を平成31年3月31日までの間に被災地域内において取得・改良した場合には、当該代替償却資産に係る課税標準額を4年度分2分の1とする特例措置を受けることができます。申告についてはお問い合わせください。

(4) 福島特措法による課税免除

福島復興再生特別措置法に基づき、事業者が避難解除等区域において、①企業立地促進計画に定められた避難解除等区域復興再生推進事業のための施設または設備の新設または増設を行った場合並びに②避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日において事業所が所在していたことについて福島県知事の確認を受けた事業者が、事業の用に供する施設または設備の新設または増設を行った場合、該当する固定資産の課税を5年間免除とする特例措置を受けることができます。申請書の提出期限は毎年3月20日です。申請についてはお問い合わせください。

(5) 申告されない方、虚偽の申告をされた方

資産を所有している方で正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条に基づく富岡町税条例第72条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

(6) 修正及び申告もれ資産について

修正及び申告もれ資産については、地方税法第17条の5の規定により5年間の課税更正を行います。この場合、該当年度分の修正申告をお願いすることがあります。